

事前調査が必要??

うちには関係あるの??

リフォーム・改修・解体工事に関わる全ての方へ

# その現場、工事しても大丈夫!?

## アスベスト対策が強化されます

どんな工事が対象?

アスベストの処分方法は?

令和3年4月1日より改正された「石綿障害予防規則」。アスベスト含有についての事前調査とその届け出が必須事項となりました。仕事上、アスベストと関わることになった場合の注意点と解決方法をお伝えします。

【日時】 5月26日(水) 18時00分～20時00分

【場所】 東建従本部会館3階(感染対策のため20名まで)  
またはWEB(インターネット環境がある方はWEBを優先してください)

	内 容	講 師
①	『石綿障害予防規則』改正点の説明と解説	田久 悟(全建総連労働対策部長)
②	～現場の声～私たち建設業者への影響	木賀聖司(東建従執行委員長)
③	アスベストの保管と運搬、最終処分までの流れ	尾崎守男(東建従仕事対策部長)
④	アスベスト廃材受け入れ施設の紹介	竹原嘉宏(都内唯一のアスベスト廃材受け入れ施設「メジャーヴィーナス・ジャパン(株)」組合担当)

【申込方法】 下記申込書をFAXしていただくか電話でお申し込みください。

FAX=03-3689-3199 TEL=03-3689-3191 担当 岡本・荒井

### 参加申込書

参加者氏名(会社名)		連絡先 (携帯番号)	
参加方法 (○を付けてください)	WEB(ZOOM) ・ 来場 ★WEB参加の方には事前にID、パスワード、資料をお送りします。		
(WEB参加の方のみ) メールアドレス			
事前に質問がありましたらご記入ください。			